「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 荒川水系(東京都)の減災に係る取組方針

平成28年9月29日 【平成29年5月19日 一部更新】

荒川水系(東京都)大規模氾濫に関する減災対策協議会

「千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、東京都、内閣府、気象庁、独立行政法人水資源機構、国土交通省関東地方整備局(荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所)、東京消防庁(オブザーバー)

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。

荒川水系(東京都)においては、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として取組を進めることとし、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、東京都、内閣府、気象庁、独立行政法人水資源機構、関東地方整備局(荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所)、東京消防庁(オブザーバー)で構成される「荒川水系(東京都)大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成28年6月22日に設立した。

本協議会では、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災 対策として各構成員が平成32年度までに計画的・一体的に取り組む事項について、 積極的かつ建設的に検討を進め、今般その結果を「荒川水系(東京都)の減災に係 る取組方針」(以下「取組方針」という。)としてとりまとめたものである。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は本協議会規約第4条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
千代田区	区長
中央区	区長
港区	区長
文京区	区長
台東区	区長
墨田区	区長
江東区	区長
北区	区長
荒川区	区長
板橋区	区長
足立区	区長
葛飾区	区長
江戸川区	区長
東京都	総務局 総合防災部長
	建設局河川部長
内閣府	企画官
気象庁	東京管区気象台 気象防災部長
独立行政法人水資源機構	本社関東事業担当 特命審議役
国土交通省関東地方整備局	荒川上流河川事務所長
	荒川下流河川事務所長
	二瀬ダム管理所長

オブザーバー機関	構成員	
東京消防庁	警防部 特殊災害課長	

3. 荒川水系(東京都)の概要と主な課題

■荒川水系(東京都)の地形・社会経済等の状況

荒川流域は、東京都と埼玉県にまたがり、流域内の人口は、日本の人口の約 8% にあたる約 976 万人で、その多くは、沖積低地、台地、丘陵に集中している。特に東京都内の沿川の人口密度が約 14,100 人/km2 と全国一級水系中最も高く、また、我が国の政治・経済の中枢機能が集積した地域である。

下流域には昭和 20 年代頃からの地下水の汲み上げ等を原因とする地盤沈下により広大なゼロメートル地帯が形成され、特に低いエリアの広がる江東デルタ内では普段から排水機場が稼動し江東デルタ内の河川の水位を低く維持している。

このような特性を有する荒川において、大規模氾濫が発生した場合には、短時間で 広範囲の人口集中地域が浸水すると共に、氾濫流の影響により多数の家屋倒壊等 の被害発生が考えられる。また、広大なゼロメートル地帯では流入した氾濫水が自然 排水できず、広範囲で浸水が2週間以上継続し、電気、ガス、上下水道、通信などライ フラインの長期停止も想定され、孤立した場合に生活環境の維持が困難な状況となる。

さらに、洪水浸水想定区域内には地下鉄・地下街などの地下空間や東証一部上場の大手企業の本社、銀行及び証券・商品先物取引企業が多く存在することから、地下空間における人的被害の発生や地下鉄機能の麻痺、さらには我が国全体の経済活動への波及的影響も懸念される。

このような状況から、荒川水系(東京都)に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済への影響軽減に関する取組が急務となっている。

■過去の被害状況と河川改修の状況

明治 43 年 8 月に、荒川をはじめとする多くの河川の破堤・氾濫に伴い家屋全・ 半壊及び流失 18,147 戸、床上・床下浸水 262,595 戸の洪水被害を契機とし、明治 から昭和初期にかけて下流域で延長 22km の放水路を開削したほか、中流部に おいて広い川幅を確保し横堤を整備した。また、その後も着々と治水安全度の向 上を図るためのハード対策を実施してきている。上流部ではダムの整備、中流部 では広い川幅を活かした調節池の整備を実施するとともに、中下流部では、この 地域の治水上の要となる長大な堤防の整備(築堤、堤防の嵩上げ・拡幅、浸透対 策、高規格堤防)等を着実に進めてきている。近年、荒川下流部において破堤は 生じていないものの、堤防断面の不足や河道断面の不足、また桁下高の低い橋 梁があることにより、計画高水流量を安全に流下させることができない状況にある。

■大規模氾濫時の特性や課題

荒川水系(東京都)での大規模氾濫時の主な特性や課題は、以下のとおりである。

- 〇東京都内の洪水浸水想定区域内の人口は約300万人と想定され、また、長期間の浸水が想定される範囲にも多くの人が生活しており、ほぼ全域が浸水することが想定される自治体も存在
- 〇広範囲に広がる地盤沈下に伴うゼロメートル地帯に流入した氾濫水の自然排水 は期待できず、2週間以上浸水が継続し、電気、ガス、上下水道、通信等のライ フラインが長期にわたり停止するため、孤立時の生活環境の維持がきわめて困 難
- 〇膨大に存在する地下空間へ氾濫水が流入し、地下空間からの逃げ遅れにより 人的被害が発生し、また地下鉄等の機能が麻痺
- 〇東証一部上場の大手企業の本社や、銀行及び証券・商品先物取引企業が 浸水し、我が国の経済活動が麻痺

4. 現状の取組状況

荒川水系(東京都)における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題 を抽出した結果は、以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題(現状:○、課題:●)	
想定される	○想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を公表しており、今	後氾濫
浸水リスク	シミュレーション結果も公表予定	
の周知	●洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの見直しが必要	Α
洪水時にお	〇河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国	土交通
ける河川水	省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知	
位等の情報	○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場	場合に
提供等の内	は、荒川下流河川事務所長から関係自治体の首長に対して情報を	伝達
容	(ホットライン)	
	○荒川タイムライン(試行版)を策定するとともに、タイムライン	/時刻の
	情報提供等を実施	
	●長時間先の河川情報の提供が求められている	В
避難勧告等	〇避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内	容に基
の発令基準	づき発令	
	○国土交通省と気象庁が行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情	輯、気
	象警報等を参考に、避難勧告等を発令	
	●洪水に関する避難勧告等の発令基準について、より詳細な発令	С
	基準を定め、実践的な防災情報の共有方策や日頃からの訓練を	
	充実させる必要がある。	
	●大規模水害時に広域避難の適切な判断が求められている。	D
	●江東5区大規模水害対策協議会にて「江東5区大規模水害避難	
	等対策方針」を策定したところ。今後は江東5区広域避難推進	
	協議会にて広域避難及び関連する課題への具体化に向けた検討	
	を行う必要がある。	
避難場所・	〇水害時用の避難場所、避難所を指定し、洪水ハザードマップ等で	きまり
避難経路	●広域避難の際の避難施設、避難経路、避難方法が明確になって	Е
	いない。	
住民等への	〇避難勧告等の情報を、防災行政無線、広報車、ホームページ、登	€録制メ
情報伝達の	ール、ツイッター、フェイスブック等多様な手段で伝達	
体制や方法	●情報伝達をしても、住民が自主的に避難してくれるかどうかが	F
	課題で、伝達の方法や防災に関する知識の向上等についてのエ	
	夫や改善が必要である。	
	●災害時に情報を入手することが困難な要配慮者への情報伝達に	G
	課題がある。	Ğ
避難誘導体	〇避難誘導は、区、警察、消防、自主防災組織が連携して実施	
制	●警察や消防団等と連携し、役割分担を明確にした避難誘導体制	Н
1.7	について検討が必要である。	••
	●広域避難の際の交通手段の明確化が必要である。	I
	●広域避難が想定される場合には不要不急の立ち入りを回避する	J
	必要がある。	

②水防に関する事項

項目	現状と課題(現状:〇、課題:●)	
河川水位等に	〇ホームページ等で河川情報等を提供	
係る情報提供	●河川情報について、区民に向けたわかりやすい情報発信が必要	K
	である。	
	●河川管理者が一般公開している河川水位等のホームページを区	L
	民等に周知していくことが必要である。	
河川の巡視・	〇重要水防箇所(国管理河川)及び水防上注意を要する箇所(都管理	里河川)
水防活動の実	を中心に巡視	
施体制	●河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び体制の強	М
	化が必要である。	
	●過去の経験等から巡視箇所を設定しているが、出水対応を経験	N
	した職員が少なくなっているため、技術や知識の継承が課題で	
	ある。	
水防資機材の	〇土のう、ポンプ等各種の水防資機材を、庁舎、水防倉庫等に備蓄	
整備状況	●現有の資器材で行う水防工法を行える職員が少なくなっている	0
	ため、職員の確保や新技術の活用を進めるとともに、新技術を	
	活用した水防資器材を準備していくことが必要である。	
市町村庁舎、	〇庁舎について止水板などの風水害資器材を整備し、万一、浸水等	こより活
災害拠点病院	用が不能となった場合、災害対策本部の代替施設を用意	
等の水害時に	●大規模水害時は浸水が想定される病院がある。	Р
おける対応	●庁舎、災害拠点病院等の水害時の対応に関して、明確な規定が	Q
	ないため、新たに検討が必要である。	

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

<u> </u>		
項目	現状と課題(現状:〇、課題:●)	
排水施設、排	〇排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施	
水資機材の操	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的	的な保守
作・運用等の	点検を行うとともに、機械を扱う職員等への教育体制も確保し、常	常時、災
水害時におけ	害発生による出動体制を確保	
る対応	●排水機場の大規模水害への耐水化等が十分ではなく、排水施設	R
	が機能しなくなる懸念がある。	
ダムの操作運	〇ダムの操作は、操作規則等に基づき実施	•
用	●下流河川の氾濫時またはおそれがある場合の操作方法、危機管	S
	理型の運用方法等について検討が必要である。	

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題(現状:○、課題:●)	
堤防等河川	〇荒川水系河川整備計画 [大臣管理区間] に基づき、戦後最大洪水 ((昭和 22
管理施設の	年9月カスリーン台風)と同規模の洪水等が発生しても災害の発生	き防止
現状の整備	することを目標として、堤防整備等を実施	
状況	●引き続き堤防整備が必要である。	Т
	●橋梁の桁下高やその周辺の堤防高が計画堤防高に対して低い箇所	U
	があり、対策を実施していく必要がある。	
	●計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水	V
	等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をで	
	きる限り軽減できるよう、危機管理型ハード対策として、堤防天	
	端舗装を実施していく必要がある。	

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

荒川下流域の地形・社会特性を踏まえ、荒川水系(東京都)で発生し 得る大規模水害に対し、

> 「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な 被害が発生しないこと」を目指す。

【目標達成に向けた主な取組】

荒川(東京都)における災害防止を目標として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

- (1)命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組
- (2)洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組
- (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組

【取組の方向性】

本協議会では、上記を踏まえ、主に以下の取組を行うものとする。

- ◎洪水を河川内で安全に流すための取組
 - ・洪水を河川内で安全に流す対策
- ◎大規模氾濫に対する被害軽減のための取組
- (1)命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - •基盤整備対策
 - ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等
 - ・タイムラインの策定・運用
 - 防災教育や防災知識の普及
 - ・垂直避難者の発生を踏まえた被害低減の対策
- (2)洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組
 - ・危機管理型ハード対策
 - ・効果的な水防活動を行うための水防体制強化
- (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組
 - •施設の耐水化
 - 排水計画作成及び訓練の実施

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) 洪水を安全に流すための取組

各参加機関が実施する対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
■洪水る	を河川内で安全に流す対策			
	優先的に実施する堤防整備(橋 梁部周辺対策)	U	平成 31 年度	関東地方整備局
	堤防整備	Т	引き続き実施	関東地方整備局
	橋梁対策等の実施	U	引き続き実施	関東地方整備局

2) 大規模氾濫に対する被害軽減のための取組

各参加機関が実施する対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関		
■基盤	■基盤整備					
	円滑かつ迅速な避難に資す る施設(避難先、防災行政 無線等)を整備	E	平成 28 年度から実施	千代田区、中央区、港区、 文京区、台東区、墨田区、 江東区、北区、荒川区、板 橋区、足立区、葛飾区、江 戸川区		
	簡易水位計や量水標等の 設置	K	平成 28 年度から実施	関東地方整備局		
	長期的な水位予測が可能な システムの整備	ВСО	平成 28 年度から実施	関東地方整備局		
	浸水時の災害対応継続のための対策(庁舎の耐水対策等)を実施	Q	平成 28 年度から実施	千代田区、中央区、港区、 文京区、台東区、墨田区、 江東区、荒川区、板橋区、 足立区、葛飾区、江戸川 区		
■広域	避難を考慮したハザードマップの	の作成・	·周知等			
	想定最大規模の降雨を対象 とした洪水浸水想定区域図 の策定・公表	L	実施済み	関東地方整備局		
	想定最大規模の降雨を対象 とした氾濫シミュレーション の公表	L	平成 28 年度	関東地方整備局		

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関	
	浸水特性を考慮した避難計画の策定	D Ш I J	平成 28 年度から順次 実施	内閣府、東京都、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区	
	広域避難計画等を反映した 洪水ハザードマップの策定・ 周知	∢ E	平成 28 年度から順次 実施	千代田区、中央区、港区、 文京区、台東区、墨田区、 江東区、北区、荒川区、板 橋区、足立区、葛飾区、江 戸川区	
	日常から水災害意識の向上 を図り、迅速な避難を実現 するため、まるごとまちごと ハザードマップの整備	E F	平成 28 年度から順次 実施	千代田区、中央区、港区、 文京区、台東区、墨田区、 江東区、北区、荒川区、板 橋区、足立区、葛飾区、江 戸川区	
	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施	ΡQ	平成 28 年度から実施	千代田区、中央区、港区、 文京区、台東区、墨田区、 江東区、北区、荒川区、板 橋区、足立区、葛飾区、江 戸川区	
	広域避難を踏まえた避難勧 告等の発令基準の見直し	ВСО	平成 28 年度から実施	中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区	
■タイ』	ュラインの策定、運用				
	荒川下流タイムラインの策 定・運用	всо	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、内閣府、水資源機構、気象庁、東京都、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区	
	実践的な訓練の実施	В	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、内閣府、水資源機構、気象庁、東京都、千代田区、中央区、墨田区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区	
	気象情報の改善(水害時の 情報の入手のしやすさをサ ポート)を実施	F	平成 29 年度から実施	気象庁	
■防災	■防災教育や防災知識の普及				
	水害時の事前準備に関する 問合せ窓口の設置	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、気象 庁、千代田区、中央区、港 区、文京区、台東区、墨田 区、江東区、北区、荒川 区、板橋区、足立区、葛飾 区、江戸川区	

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
	小中学校における水災害教 育の実施	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、水資源 機構、気象庁、東京都、千 代田区、中央区、港区、文 京区、台東区、墨田区、江 東区、北区、荒川区、板橋 区、足立区、葛飾区、江戸 川区
	教員を対象とした講習会の実施	F	平成 28 年度から順次 実施	関東地方整備局、水資源 機構、気象庁、千代田区、 中央区、港区、文京区、墨 田区、江東区、北区、荒川 区、足立区、葛飾区、江戸 川区
	出前講座等を活用した講習会の実施	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、水資源機構、気象庁、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	効果的な「水防災意識社会」 再構築に役立つ広報や資料 作成の実施	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、内閣府、水資源機構、気象庁、東京都、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	区民等に向けた河川情報の 発信の工夫・改善、区民向 け周知	F G	平成 28 年度から順次 実施	関東地方整備局、水資源 機構、気象庁、千代田区、 中央区、港区、文京区、台 東区、墨田区、江東区、北 区、荒川区、板橋区、足立 区、葛飾区、江戸川区
	《再掲》 気象情報の改善(水害時の 情報の入手のしやすさをサ ポート)を実施	F	平成 29 年度から実施	気象庁
	風水害の体験型訓練の実 施	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、水資源機構、東京都、千代田区、中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区
	職員の出水時の知識・経験 の継承	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、内閣 府、千代田区、中央区、台 東区、江東区、荒川区、板 橋区、足立区、葛飾区、江 戸川区

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
■垂直	避難者の発生を踏まえた被害は	氐減の対	対策	
	垂直避難のリスク周知や広 域避難の必要性の啓発に向 けた取組の実施	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
	垂直避難者の被害の低減に 向けた対策を実施	D	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、墨田 区、江東区、荒川区、足立 区、葛飾区、江戸川区

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関		
■危機	■危機管理型ハード対策					
	堤防天端保護の実施	V	平成 31 年度	関東地方整備局		
■既討	gダムの危機管理型運用方法の研	雀立				
	既存ダムの機能を最大限活 用する運用方法の検討等	S	平成 28 年度から実 施	関東地方整備局、水資源機構		
■効果	見的な水防活動を行うための水防	体制強	化			
	消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	М	引き続き実施	関東地方整備局、千代田区、 中央区、港区、文京区、台東 区、墨田区、江東区、北区、荒 川区、板橋区、足立区、葛飾 区、江戸川区		
	毎年、水害リスクの高い箇所 の共同点検を実施	M	引き続き実施	関東地方整備局、気象庁、東京都、墨田区、江東区、北区、 板橋区、足立区、葛飾区、江戸 川区		
	毎年、関係機関が連携した実 働水防訓練を実施	Z	引き続き実施	関東地方整備局、気象庁、東京都、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区		
	水防活動の担い手となる消防 団や水防協力団体の募集・指 定促進	0	引き続き実施	千代田区、中央区、墨田区、北区、足立区、江戸川区		
	迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機 材等の配備	0	平成 28 年度から実 施	関東地方整備局、千代田区、 中央区、港区、台東区、墨田 区、江東区、北区、荒川区、板 橋区、足立区		
	排水施設の耐水化を実施	R	平成 29 年度から実 施	関東地方整備局、東京都		

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
■施設	との耐水化			
	《再掲》 排水施設の耐水化を実施	R	平成 29 年度か ら実施	関東地方整備局、東京都
	《再掲》 浸水時の災害対応継続のための 対策(庁舎の耐水対策等)を実施	Ø	平成 28 年度か ら実施	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
■排水	(計画作成及び訓練の実施			
	氾濫水を迅速に排水するため、 排水施設情報の共有・排水手法 等の検討を行い、大規模水害を 想定した排水計画(案)の作成	R	平成 28 年度か ら実施	関東地方整備局、東京都
	排水ポンプ車出動要請の連絡体 制を整備し、排水計画に基づく排 水訓練の実施	R	平成 28 年度か ら実施	関東地方整備局、内閣府、水資 源機構、東京都、千代田区、中 央区、台東区、墨田区、江戸川 区

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、 河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継 続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、その時点までの取組状況を踏まえ、取組方針を見直すこととする。

1. 現状の水害リスク情報や取り組み状況 ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

① 1月 報1 項目	 		洪区	サウマ	ム市口	里田区	江本 区	사다	本川区	おない	足立区	首佐区	江戸川区
- 現日		中央区 ・平成26年9月に内閣府	港区 港区	文京区	台東区 【芒川氾楽における選	墨田区 ・現状では、墨田区地	工東区 ・避難準備情報:岩淵水	北区	荒川区 ① 避難進備情報其	┃ 板橋区	・避難判断水位・・・岩淵	葛飾区 • 避難進備情報(若川沙	
	ブイムフイノ(争削行	・十八人0年3月 - 円阁川	【避無牛哺情報】	【避難勧告の発令基準】 ※荒川氾濫における発		「児仏では、亜田区地	・		① 姓拜午浦	州川・・	世無刊断小型	姓拜华佛伯教(元川冶	
	動計画)に基づき対応	かり避難制告等の判断・	ト記のいすれかの場合		難倒古寺の発令基準		F7上の水位かAP6.00m	石水筒、石淵水門上の	学地点の水位が避難判	仮橋区を流れる河川	水門の水位が氾濫危険	川、四部地域):石淵水	右湖水門(上)か氾濫注
	できるものは対応する。		に、発令する。	令基準は未規定	・避難準備情報:氾濫汪	準を定めているか、江	を超え、さらに水位の上	いすれかで氾濫警戒情	断水位に到達し、さらに	(石神井・新冲岸・日子・	水位に到達することが	門上が避難判断水位に	. 恵水位4.10m/こ到達し、
		イドライン」を改定し、判	・荒川はん濫危険情報	(外水氾濫)	意水位情報など	東5区大規模水害対策	昇が見込まれるとき	報が出た時	水位の上昇が見込まれ	荒川)の水位データと区	見込まれる場合、ある		更に水位上昇が見込ま
	ない風水害については	断基準をわかりやすく	(国土交通省と気象庁	以下のいずれかに該当	•避難勧告:避難判断水	協議会の中で発令基準	•避難勧告:岩淵水門上	•避難勧告:熊谷、治水	る場合。	を対象とした気象警報	いは、避難判断水位に	な場合、(東部地域):岩	れるとき
	具体的な判断基準を設	具体的に示すとともに、	が共同で発表)が発表	した場合に避難勧告を	位情報	を改めて検討していると	の水位が避難判断水位	橋、岩淵水門上のいず		等の発表により判断。	到達し、更に水位の上	淵水門上が氾濫危険水	【避難勧告】
	けていないため、避難	空振りを恐れず早めに	された場合	発令する。	・避難指示:水位が堤防	ころである。	を超え、さらに水位の上	れかで氾濫危険情報が	②避難勧告・・・基準地		昇が見込まれる場合	位に到達した場合	岩淵水門(上)が避難判
	等が必要な状況にある	夜間であっても避難勧	荒川はん濫警戒情報	①東京都及び気象庁か	天端に到達のおそれの	・避難準備情報: 荒川は	昇が見込まれるとき	出た時	点の水位がはん濫危険	・土砂災害・・・	・避難勧告・・・岩淵水門	•避難勧告(荒川沿川):	断水位7.00mに到達し、
		告等を出すことを基本と		ら「神田川氾濫危険情	情報(氾濫発生情報)な	ん濫警戒情報が発表さ	•避難指示:岩淵水門上	避難指示:能谷、治水	水位に到達することが	土砂災害警戒情報の発	の水位が氾濫危険水位	岩淵水門上が氾濫危険	更に上昇するおそれが
	長が気象情報や水位情		が共同で発表)が発表	報」が発表された場合		れたとき等	の水位が氾濫危険水位	橋、岩淵水門上のいず	見込まれる場合。基準	表により、十砂災害警	に達したとき	水位に到達することが	あるとき
	報等に基づき総合的な		され、深夜・早朝に荒川	②神田川の水位計(5箇		・避難勧告・荒川はん濫	を超え さらに水位の上	れかで氾濫発生情報が	占の水位が避難判断水	ボ 区域 特別警戒区域	・避難指示・・・岩淵水門	明らかな場合(西部地	【避難指示】
	判断を行い、住民が避		けん、整合除水位に到達	所)のうちいずれか1つ		危険情報が発表された	見が目込まれるとき	登表された時 台周等	位に到達しさらに水位	を対象に避難進備情報	の水位が氾濫合除水位	は)岩淵水門上が氾濫	岩淵水門(上)が氾濫危
	難に要する時間を適切		することが見込まれる	の水位が警戒水位(区)		とき等	デルルとよれること	の技術に伴い、星周葵	のト見が目以まれる場	たみ合する その谷の	を超え、護岸高まで水	る。 を除水位に到達した場	ながけ、エ/3・20m/2
	11日31/だろうで 政機	(1) 洪水(荒川のはん濫	世令	または氾濫危険水位		- •避難指示:荒川隅田水		報や暴風特別警報が発	の工弁が先込よれる場合	気象状況や土砂災害の	で 起え、 設 汗 同 よ し 小	合、、(東部地域):区内	大人と
			プロープロー			世無相小・元川 四小		秋で泰風行列言報が先	P ·	発生した場合には、避	一位が近 りいたとさ	ロ、(米の地域):区内	1226
	勧告等を発令する。	に伴うもの)	【避難勧告】	(都)を超えた状態で、		門(表)の水位が計画高		表されている、または発				もしくは区周辺で越水	
		本区では荒川のは	・ 荒川はん濫発生情報	気象情報、降水短時間		水位に達したとき等		表されるおそれがある	③避難指示・・・基準地	難勧告・避難指示に切		が発生した場合、もしく	
		ん濫に伴う洪水被害が		予報で、神田川上流に				時	点の水位がはん濫危険	り替える。		は越水することが明ら	
		想定されるが、本区に	が共同で発表)が発表	多量の降雨が予想され					水位に到達したとき速			かであると予想される	
		浸水が始まるのは荒川	された場合	る場合。					やかに発表。			場合	
		堤防の破堤から12時間		③神田川の水位計(5箇								・垂直避難の呼びかけ	
-	В	後の想定であるため、	浸水の状況により、必	所)のうちいずれか1つ								(荒川沿川、西部地	
Į,	兄	状況に応じて警察、消	要に応じて発令する。	の水位が警戒水位(区)								域)::区内もしくは区周	
١	시	防等の関係機関と協議		または氾濫危険水位								辺で越水が発生した場	
		の上、避難指示等の判		(都)を超えた状態で、								合、もしくは越水するこ	
		断をする		降雨を伴う台風が夜間								とが明らかであると予想	
` 0\$		1290		から明け方に接近、通								される場合	`
避 ##				過し、多量の降雨が予								これの物口	
難													
勧				想される場合。									
告				(内水氾濫)									
等				・神田川の外水氾濫区									
の				域に避難勧告が発令さ									
発				れ、かつ区内雨量局(5									
令				箇所)のいずれか一つ									
並				の雨量が1時間警戒雨									
進				量(50mm/h)に到達し、									
4				さらに降り始からの累計									
				雨量が150mmを超え、									
				気象情報、降水短時間									
				予報で区内にさらに									
				50m/h以上の降雨が予									
				想される場合。									
-	・タイムラインに基づか	 ・本区地域防災計画に	・避難情報の円滑な伝	_		・実際の大規模水害時 ・実際の大規模水害時	・広域避難の必要を考		・区内のほとんどの区	・特に深夜等の時間帯	_		・経済活動を止めてしま
	ない風水害について	定める洪水に関する避	達について引き続き検			に区長の判断で、深夜			域が浸水する想定の中				うほどの大規模な避難
	野難制生を発合する判	難勧告等の発令基準に	計を要する			等の時間帯に区民の安				と避難所開設を安全確			勧告等を発令するだけ
	世	ついて、より詳細な発令	前で女りる。						安全に広域避難させる	中に行うためには 甘			の判断基準がない。
		ついし、より肝神は光节				全を確保しながら、避難	心イノイレるか、唯かは基						
	ていない。	基準を定めていく必要				勧告等を的確に発令で	牛かない。		ための避難勧告・指示	準だけで判断するのは			・下流域全体での広域
		がある。				きるかが課題である。			等の発令基準の設定が	難しいところかある。			避難を実行する基準が
		・今後、荒川下流タイム				基準だけでは発令を判			難しいのが現状であ				不明確。
		ラインの運用等で詳細				断するのは実際には難			る。				・大規模水害時は、国、
	沐	な判断基準等を検討し				しいところがある。							都において発令してほ
	理	ていく。											しい。
		・国や都との情報共有											1
		のあり方について、より											1
		実践的な方策や日頃か											1
		らの訓練を充実させる											1
		必要がある。											1
		ど女どのの。											1

① 情報位	達、避難計画等に関する			_	_		T						別紙−1−(1)【各区
項目	【避難経路】 区として避難経路は指	おける指定緊急避難場 所を次のとおり指定 避難所となる予定施	港区浸水ハザードマッ	文京区 ・文京区水害ハザード マップにて周知	台東区・台東区洪水ハザードマップにより周知(全戸配布)	墨田区 ・墨田区洪水・都市型水 害ハザードマップにより 周知している。	江東区・江東区洪水ハザードマップにより周知	北区・東京都北区洪水ハザードマップにより周知	荒川区 ・国土交通省が本年5月に公表した荒川流域の 洪水浸水想定に基づき、新たに洪水ハ8月に全戸配布した。・ハザードマップには、 経難の原則、では、避難の原則、下では、避難場の所が、下側所等を引が、下側が、下側が、下側が、大等の危険をいる。	板橋区・・板橋区洪水ハザードマップにより周知	足立区 ・広域避難が必要と考えている	葛飾区 ・各地域ごとに、避難する方向は洪水ハザードマップで定めている。 ・避難経路は定めていない。	江戸川区 ・避難場所:区内(大島 小松川公園、葛西南部 地区)2箇所、区外(国 府台)1箇所 ・避難経路:指定なし
達経路	平直	_	_				に「江東区避難勧告等	_	・区民が震災時と水害時の避難方法(水害時は高台への避難が原則)を混同しないために、いかに区民へ周知を図るか。・広域避難時の公共交通機関等の避難先の調整を進める必要がある。	_	・具体的な避難場所や避難経路等が未確定である	・区内に避難をする場合でも、中川を越えて数キロを徒歩で避難をする必要があるが、避難経路については整理されていない。	収容しきれない。 ・広域避難の際に具体 的な収容施設が指定で
住民等への情報伝達	方法等について、防災 行政無線、緊急速報 メール、登録制メール配 信サービス、ホーム ページ、ツイッター、フェ イスブック等により住民 に周知する。	メール、ホームページ、 ツイッター、フェイスブッ ク、ケーブルテレビ、広	制防災メール、Lアラート、緊急速報メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、広報車など	ラート、CATV、防災行政無線、緊急速報メー	 ツイッターなどのSNS たいとう防災気象情報メール Lアラート(公共情報コモンズ) 防災行政無線・緊急速報メール・直接的な呼びかけ(警察、消防等の防災関係 	を発令した場合、は場合、住場では場合、住場である。 情報を受ける。線 アインを変をが、 アインをでは、 アインをでは、 アインをでは、 アインをでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	令した場合は、防災行政無線、防災車、区域車、防災車、区域車、消防団員等関係をはるができた。対域内の全ての人に伝達するよう留意して、伝達する。・伝達方法としては、上記以外に、インターン、東ト(ホームページ、大東	ピーカー)、インターネット、エリアメール、ケーブ ルテレビなどから避難	ど区民が聞き取りやすい対策を講じる。 ※聞き取れない場合、 「屋外スピーカー電話応答サービス」を運用し、 情報伝達の強化を図っている。 ・移動系無線(庁有車等の利用)	声子局(放送塔)による 放送 ②防災・緊急情報メー ル、Lアラート、区公式 ホームページ・フェイス ブック・ツイッターによる 伝達	告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、区公式サイトメールを信サービス、フェイス急速報とアラー、緊急ト、を表している。 ・選集を発売した。 が、ビアラー・関係を表している。 ・選集を発売した。 ・選集を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を	した場合は、以下の手段により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 防災行政無線 広報車エリアメール(docomo) 緊急速報メール	ル化)、FMえどがわ、 ケーブルテレビ、防災
の体制や方法	・外国人に対する迅速かつ的確な情報提供の方法	_	・防災行政無線の難聴対策を実施している。	_		・情報伝達をしても、住民が自主的に避難してくれるかどうかが課題である。	_	_	行政無線を聞けるよう、	・平成27年9月の台風 に伴う大雨で区一部地域に避難準備情報を発 令したが、避難した人が いなかった。伝達の方 法や各種避難情報のに対 する区民の理解・受け 止め方などを検証し、 りよい避難行動が行え るようにしたい。			・水防災意識の向上と避難行動に対する平時からの機運醸成。

報伝達、避難計画等に関す 目 千代田区	中央区	洪区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区
		港区	メポム									
その他の防災機関の協力を得て、なるべく地域 又は町会単位に、あらかじめ指定してある避	は は は が は で が に で に で に で に で に に で に に に で に に に に に に に に に に に に に	の危険を避難しなければならない事にはならない事には、状況にはない。まではは、状況にはないでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・避難制は、活動をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	を得て、原則として町 会・自治会単位に避難	て避難誘導する。しか し、急な浸水等により、 身の安全を図ることが 困難と判断される場合 には、付近の小・中学	則ではあるが、状況により警察署及び消防署 の協力を得て、災害協力隊(自主防災組織)を 中心とした区民の協働 による効果的な避難を	成27年3月改定 P116	が出された場合は、区、 消防署、警察署が連携 し、警察署が連選 し、高台や指定緊急避 難場所等へ誘支援署する。 ・避時行動要展系部連携 行立いて管理者等も連携 で避難準備情報が発令 された段階で避難を開	員、住民防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。屋外への避難が危険な場合の屋内安全確保についても周知する。	が連携し対応する。 ・避難行動要支援者の 所在を民生児童委員な で平常時から把握して	・避難誘導体制は定めていない。	・避難勧告、指示に基づく、区、警察、組織と選を行うのとしている。
課題	・避難が必要な場合において、地下鉄等の交通機関が早期に運行停止となったとき、徒歩での移動となるため、対応を検討する必要がある。					・避難行動要支援者等の避難、避難距離、高い避難率の確保等を高頭に、避難手段や避難誘導等のあり方について、具体的に検討していく必要がある。		・広域避難を行う際の 移動手段の確保及び避 難行動要支援者の避難 方法の判断等について 検討する必要がある。			・警察や消防団等と連携した避難誘導体制について検討していく必要がある。	意識が低い。

別紙-1-①【各区】

(2)7K (b) (<u>に関する事項</u>												
項目		中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区
河川水位等に係る	・区内の雨量情報、水 位情報、水位映像、仮 排水機所情報及び神田 川上流部の雨量情報、 水位情報を収集 ・区内の雨量情報、水	・「ちゅうおう安全・安心 メール」で指定河川の 洪水予報を配信してい	・古川(都管理)は登録 制防災メールにより水 位上昇を周知。荒川に ついては洪水予報を登 録制防災メールで周	・HP、SNS、文の京安 心・防災メール	・ホームページやたいと う防災気象情報メール などによる情報提供	・氾濫注意情報等について、水防法第15条に いて、水防法第15条に 基づく地下街等に対し て、FAXによる情報提 供を行っている。	・区ホームページまたは、あらかじめ「こうとう安全安心メール」に登録した人に対して、指定河川洪水予報を配信し	・「北区水位・雨量情報 システム(石神井川)」 を、ホームページで閲 覧	・区ホームページ、区 メールマガジン、区公式 ツイッター、区公式フェ イスブック等により、適 宜、情報を発信する。	•石神井川・新河岸川・	制が確立されている。 ・また、HPやAメール (足立区のシステム)で 区民に情報提供を行っ ている。	・区ホームページに河 川事務所のホームペー ジのリンクを掲載してい る。	・河川水位等の洪水予報は河川管理者から FAXや防災行政無線を とおして伝達される。
情報 提供	課題	_	_	_		・河川管理者等が一般 公開している河川水位 等のホームページを区 民等にも周知していく必 要がある。		_	・夜間における情報提供の場合、ホームページやメールマガジン等のメディアによる情報提供だけでは区民が気が付かないことも考えられることから、広報車等による情報提供についても検討していく。	_	・出水対応を経験した職員が少なくなっているため、技術や知識の継承が課題になっている。	_	_
河川の巡視・水防活動の	現状	_		_		河川)及び水防上注意	所定の水位に達した時 は、高水敷にある区施 設の撤去作業と利用者 の退去を促している。	板橋区境。隅田川の		況に応じて管内の河	定め、区職員が巡視を 行っている。	・水防上注意を要する箇所を中心に巡視する	・河川管理者、消防署とともに河川の巡視を実施している。
の実施体制	 課 題	_	_	_	_	_	_	_	_	_	・過去の経験等から巡視箇所を設定しているが、出水対応を経験した職員が少なくなっているため、技術や知識の継承が課題になっている。	_	_

別紙—	1	7 /2 13 1
711 金比 —	— (1)	

②水防に	:関する事項												別紙一1-①【各区
項目	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区
水防資機材	・土嚢 6,500袋 ・ポンプ 9台 などの水防資機材を整 現 備	・土嚢、ベニヤ板、ス コップ等の水防用資器 材を区内水防倉庫に保 管	・土嚢、ショベル等の資 機材を配備		・土嚢及び土嚢袋などの水防資機材を整備	ゴムボート等を整備 (詳細は地域防災計画 に記載)	・土嚢、土嚢袋、スコップ、ブルーシート、排水ポンプ等の水防資機材を区内の水防倉庫や土のう置き場に整備	などの水防資機材を整	· 土嚢 3,350袋 · 土嚢留杭 1,100本	・土嚢袋、ショベルなど の資機材を整備	・土嚢、排水ポンプなど の水防資機材を整備	・土嚢35300袋、土嚢留 杭2580本等を区の水防 倉庫に分散して保管し ている	ツルハシ、ブルーシート
を整備状況	果	_	_	_	_	_	・現在所有している資機 材で行う水防工法を行 える職員が少なくなって いる。 ・新技術の開発に注視 し、資機材を準備してい く必要がある。	_	_	_	・現在所有している資器 材で行う水防工法を行 える職員が少なくなって いる。 ・新技術の開発に注視 し、資機材を準備してい く必要がある。		・外水氾濫に対する資 機材がない。
等の水害時における対応市町村庁舎、災害拠点病院	一 現 伏	・止水用の土嚢等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応する。	・地下駐車場入り口へ の止水板の設置等		おいては、止水板など の風水害資機材を整備	・庁舎においては止水 板を配備している。	・防災センターにおいて 水防本部又は災害対策 本部を設置し、情報の 収集に努め、関係各機 関との連携を図るととも に、避難準備情報、避 難勧告・指示等を発令 する。	_	・防災センターに止水版 を設置するとともに、防 災行政無線起動のため の発電機を屋上に設置 している。	_	で作成しているが、荒	の種類と配置基準」のと	水深以上の2階に非常
ける対応日拠点病院日本	— 禁題	・洪水の状況によっては 地下階への浸水を防ぐ ことはできないため、区 役所庁舎の周囲に止水 壁の設置を検討してい る。		_	_	・庁舎、災害拠点病院 等の水害時の対応に関 して、明確な規定がないため、新たに検討す る必要がある。	_	_	_	_	本庁舎の電源設備を今 ある地下から動かすに は莫大な費用がかかる ため、電気が必要なエ リア(フロア)を限定する 等対策を検討中。		・大規模水害時は病院 が水没するため、自区 内での医療行為ができ ない。 ・災害拠点病院等16病 院のうち、14病院が水 没。
③氾濫水	の排水、施設運用等に関	する事項									_		
項目	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区
運用等の水害時における対応排水施設、排水資機材の操作・	· 西神田仮排水機所 現 伏		・区内1カ所に排水場を設け、低地に内水排除に努めている。	毎年、動作点検及び	・台東区該当なし	・該当なし	ていない。	・平成28年度 マニュア ルの作成予定	_		・足立区排水場操作規 定に基づき、水位計の 示す高位により排水ポンプの運転を開始す る。	- 葛飾区水元小合溜浄 化施設を操作規定に基 づき運転	・区は都下水道局の排
の操作・	 課 題	_	_	_	_	・大規模水害時の排水 施設の稼働について、 都との連携状況等を確 認する必要がある。	_	_	_	_	・近年各地で異常気象による豪雨や台風等による被害が発生しているため、 所要人員の確保ができなければ、 甚大な被害が発生する可能性がある。	_	_

1. 現状の水害リスク情報や取り組み状況

	建、湖	i難計画等に関する事項				
項目 想定され		内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	関東地方整備局 ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区
る浸水リスクの周	3001					域を公表しており、今後氾濫シミュレーション結 果も公表予定
桕	課題	-	=	-	=	・洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの見直しが必要。
洪水時に	現状	=	-	-	-	・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資す
おける河 川水位等						る「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表) を自治体向けに通知
の情報提						直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が
供等の内 容						発生する恐れがある場合には、荒川下流河川 事務所長から関係自治体首長に対して情報伝
						達(ホットライン) ・荒川タイムライン(試行版)を策定するととも
						に、タイムライン時刻の情報提供等を実施
	課題	-	=	-	-	・長時間先の情報提供が求められている。
避難勧告	現状	・各市町村が避難勧告等の発令基準を検討す	_	・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイ	_	-
等の発令 基準	3001	るに当たって、最低限考えておくべき事項を示した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガ		ドライン」に基づき、区市町等の避難判断基準 の設定にあたり、必要に応じて助言等を実施し		
坐干		イドライン」を作成している		ている。		
				・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体に通知、ならびに報道		
				機関等を通じて住民に周知。(国土交通省・気 象庁共同発表)		
				記録的な大雨により災害の危険性が切迫している状況において、気象台から該当する地域の		
				自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を 実施。		
	聖朝	Ⅰ・大規模かつ広域的な避難について記載されて	_	_	_	
	10不及出	いない				
壁難場 听・避難	現状	-	-	-	・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクの掲載	・洪水浸水想定区域図を作成、公表
好" 经路	課題	_			製ベージへのリングの拘戦 _	
住民等への情報伝	現状		-	- ・気象庁は最新の科学技術を取り入れ、「防災 気象情報」を提供。	-	-
達の体制		た「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガ		防災気象情報は、区市町村では避難勧告等		
や方法		イドライン」を作成している		の判断材料として、住民はさらなる情報入手や 安全確保行動のきっかけとして利用されてい		
				ప .		
	課題	<u> </u>	-	・自治体等からは、より精度が高く、きめ細か	-	-
				で、危険度の違いが分かりやすい情報の提供 が求められている。		
				・台風及びその周辺域での広域な雨量の数日 先までの予測は、精度に限界があるが、可能性		
				が高くなくとも社会に大きな影響を与える現象 については、発生のおそれを積極的に伝えてい		
				く。 ・集中豪雨を区市町単位で発生場所、時刻を特		
				定した予測は困難であるが、危険度の高まりを		
				伝え、そのタイミングやエリアを確認できる仕組 みが必要。		
避難誘導	現状	_	-	_	_	_
体制 ②水防に	課題		_	_	_	_
項目		内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	関東地方整備局
河川水位 等に係る	現状	-	・「川の防災情報」を通じた継続的なデータ提供、及び水機構HPからのデータ提供等を行って	_	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に	・基準観測所の水位により水防警報を発令
情報提供			いる。		従い、情報伝達を行っている。	
	課題	-	・関係機関からのデータリンクがない。	_	_	・河川情報について、区民に向けたわかりやす い情報発信が必要である。
可川の巡	現状	_	_	_	_	・出水期前に、関係機関と洪水に対しリスクが
視・水防 舌動の実		•				
施体制						高い区間の共同点検を実施 ・出水時に河川管理施設を点検するための巡
		·				高い区間の共同点検を実施
	課題		_	_	-	高い区間の共同点検を実施 ・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施 ・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報
	課題		-	-	-	高い区間の共同点検を実施 ・出水時に河川管理施設を点検するための巡 視を実施
水防資機		-		-	・水防資機材倉庫等に土のう途や水のう袋、 ショベル、ツルバン・一鈴専等なお選	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防
水防資機 材の整備		-	- ・埼玉県行田市に配水ポンプ車や防災資機材 を保管する拠点を設けている。	-	・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備・事務所に移動式排水ポンプを配備	高い区間の共同点検を実施 ・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施 ・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。
水防資機 材の整備 状況	現状課題	-		-	ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防
水防資機 材の整備 状況 市町村庁 舎、災害	現状	-		- - -	ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防
水防資機 材の整備 状況 市町灯病 売 拠点病院	現状課題	- -		- - - -	ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防
水防変整機構 状がの変 一体を 大がの 大がの 大がの 大がの 大がの 大がの 大がの 大がの	現状課題現状	- -		- - - -	ショベル、ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 -	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防
水材の況 特の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	現状課題は		を保管する拠点を設けている。 - - -		ショベル、ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 ― ―	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 - 事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄
水材が、 水材が、 ボオリンでは、 ボインでは、	現状課題は	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	を保管する拠点を設けている。	- - - - - - 50条庁	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防
水材状 市舎処等時る 3 非役、 所の況 町、点のに対 22 水排役 横備 庁舎院舎け 水頂 施排役 水 12 水頂 水 13 水 14 水 15	現状 課題 課題	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	を保管する拠点を設けている。 		ショベル、ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 - - - 東京都	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理者・水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄
水材状 市舎処点のに対 記 非政資条 所防の況 村災病水お応 雅 施排材・ 資整 村災病水お応 雅 施排材・ はかいた。	現状 課題 課題	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	を保管する拠点を設けている。		ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理を、水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄 「排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施・排水ポンプ車や開東等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うととも
水材状 市舎処等時る 3 非投資条用書 防の況 村災病水お応 濫 殖 水の運水お 機備 庁舎院舎け 水 便 旅 作すのに 水のに対して 水の運水お	現状 課題 課題	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	を保管する拠点を設けている。		ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施・・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
水材状 市舎処等時る 3 非投資条用書 防の況 村災病水お応 濫 殖 水の運水お 機備 庁舎院舎け 水 便 旅 作すのに 水のに対して 水の運水お	現状 課題 課題		水資源機構 ・送水施設が被災した際の通水機能の早期確保と被害軽減のため、調達に時間を要する特殊質報でに見機の大きな管路の補除用資機材、配水ポンプ車及び可搬式浄水装置等を予め配備し、支援態勢を構築している。		ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 - 事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄
ドイス おき いっぱい かいけい かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かい	現状 課題 课 報 状		を保管する拠点を設けている。	気象庁	ショベル、ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄 ・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定制的な保守点検を行うとともに、機器を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保
水材状 市舎処寿等る 3 非投資操用書する が が 2 配 が 2 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	現状 課題 课 報 状		を保管する拠点を設けている。 - ** **	気象庁	ショベル、ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
水材状 市舎拠等時る 3 味度資保用書け ダ作家院書け 水・機作等時る の用対 配 境 か・ 機作等時る の用対 配 地域・のに対 の の用対 の では 水・機に が で に対 の で に が で に か で な	現状課題 現状 題 現状	本設温用等に関する事項内閣府	を保管する拠点を設けている。	気象 庁 一	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理を、水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 - 事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄
ドイン おき 型等 は かく は で は で は で は で は で は で は で は で は で は	現状 課題 球状 課題	本設温用等に関する事項内閣府	を保管する拠点を設けている。	気象 庁 一	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施・・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄 ・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施・・排水ポンゴ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うととに、機器を扱い職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保、常時、災害発生による出動体制を確保し、非水機場の大規模水害への耐水化等が十分ではなく、排水能設が機能しななる懸念がある。・・ダムの操作は、操作規則等に基づき実施・・下流河川の氾濫時またはおそれがある場合
水がけ、 市舎処等待と 水・機作等時る かく 水・機作等時る かく 水・機作等時る かって対 かい 水・機作等時る の 用が かって対 の 用 が かって が かって	現状課題 現状 題 現状	本設温用等に関する事項内閣府	を保管する拠点を設けている。	気象 庁 一	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 - 事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄
水のが、 水のが、 水のが、 水のが、 水のが、 水ので、 水ので、 水ので、 水ので、 水ので、 水ので、 水ので、 水ので、 水ので、 水ので、 水ので、 水ので、 がでいて、 がでいて、 がでいて、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので	現状 課題 現状 課題 現状 課題		を保管する拠点を設けている。	気象 庁 一	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施・・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄 ・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施・・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定明的な保守点検を行立として、機器を投入職員等への教育体制も確保・・・非水機場の大規模水害への耐水化等が十分ではなく、排水施設が機能しななる懸念がある。・・ダムの操作は、操作規則等に基づき実施・・・下流河川の氾濫時またはおそれがある場合の操作方法、危機管理型の運用方法について
水がが、 水がが、 ボウス 村変像水ので、 大変像水である。 大変像なななななななななななななななななななななななななななななななななななな	現状類類状類類状質類状質類状質質素		を保管する拠点を設けている。	気象 庁 一	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施 ・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防 資機材を備蓄 「事務所、出張所、防災ステーション等に水防 資機材を備蓄 「非水機場等の操作は、操作規則に基づき実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
水白 大田 大田	現状類類状類類状質類状質類状質質素		を保管する拠点を設けている。	気象庁	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施 ・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防 資機材を備蓄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
水材の沢 耐寒の 大きな	現状類類状類類状質類状質類状質質素		を保管する拠点を設けている。	気象庁	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施 ・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防 資機材を備蓄 ・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施 ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うととして、機器を投予調度等のの数害体制も確保し、常時、災害後による出動が制を確保・・排水機場の大規模水害への耐水化等が十分ではなく、排水施設が機能しなくなる懸念がある。・ダムの操作は、操作規則等に基づき実施 ・・下流河川の氾濫時またはおそれがある場合の操作方法、危機管理型の適用方法について検討が必要である。 ・別の操作が必要である。 ・別の規模の洗水等が発生とでも災害の発生で、戦後を強力を構備局 ・売川水系河川整備局 ・売川水系河川整備局間、大臣管理区間]に基づき、戦後歳以洗水等が発生としても災害の発生が発生としても災害の発生を制度とと目標として、場び等の発生としても災害の発生を目標として、場所を発生しても災害の発生を対策を発生しても災害の発生を目標として、場所を機能等を
水はの水は、水は、水は、水は、水は、水は、水は、水は、水は、水は、水は、水は、水は、水	現状 課題 水水 課題 状 題 現状		を保管する拠点を設けている。	気象庁	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ボンブを配備 	高い区間の共同点検を実施 ・河川管理・水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防 資機材を偏蓄 ・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施 ・排水がフ車や照明車等の災害対軍車両・機 製は平常時から定期的な保守点検を行うととして、機器を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保、排水機場の大規模水害への耐水化等が十分ではなく、排水施設が機能しななる懸念がある。 ・がムの操作は、操作規則等に基づき実施 ・下流河川の氾濫時またはおそれがある場合の操作方法、危機管理型の運用方法について検討が必要である。 ・デ川水系河川整備計画(大臣管理区間)に基づき、戦後最大洪水(昭和22年9月カスリーン台、風)と同規模の洪水等が発生しても災害の発生を防止することを目標として、堤防の整備等を実施
水(植物) 水(重) 水(重) 水(重) 水(重) 水(重) 水(重) 水(重) 水(重	現状類類状類類状質類状質類状質質素		を保管する拠点を設けている。	気象庁	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ポンプを配備 	高い区間の共同点検を実施 ・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防 資機材を備蓄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
水材状 市舎拠等時名 3 排放資操用書付 ダ作つ 3 堤川設の 所の沢 町、点のに対 2 水、機作等時る 2 原籍の 1 原管の発 所での 2 原非教徒・の 1 月 時での 2 原籍の 1 原管の 2 原語の 1 原管の 2 原語の 1	現状 課題 水水 課題 状 題 現状		を保管する拠点を設けている。	気象庁	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ボンブを配備 	高い区間の共同点検を実施 ・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防 資機材を備蓄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
水材状 市舎拠等時る 3 排設資採用書け ダ作つ 3 堤川設の 特別病水は応 瀬頂 水の運水お応 河 防管の発 下舎院書け 水に機作等時る ム運い 河 防管の発 原準材・の・囲い 河 防管の発 原・水の運水お応 操に 増頂河施状状	現状 課題 水水 課題 状 題 現状		を保管する拠点を設けている。	気象庁	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ボンブを配備 	高い区間の共同点検を実施 ・・一川の東に河川管理施設を点検するための巡視を実施 ・・河川管理を、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防 資機材を備蓄 ・・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施 ・・排水がブ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保育点検を行うととした、機器を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
水材状 市舎拠等時名 3 排放資操用書付 ダ作つ 3 堤川設の 所の沢 町、点のに対 2 水、機作等時る 2 原籍の 1 原管の発 所での 2 原非教徒・の 1 月 時での 2 原籍の 1 原管の 2 原語の 1 原管の 2 原語の 1	現状 課題 水水 課題 状 題 現状		を保管する拠点を設けている。	気象庁	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ボンブを配備 	高い区間の共同点検を実施 ・河川管理を、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防 資機材を備蓄 ・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施 ・排水がフ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うととして、機器を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保・非水機場の大規模水害への耐水化等が十分ではなく、排水艦の大規模水害への耐水化等が十分ではなく、排水能設が機能しななる懸念がある。・ダムの操作は、操作規則等に基づき実施 ・下流河川の氾濫時またはおそれがある場合の操作方法、危機管理型の運用方法について検討が必要である。 ・売川水系河川整備計画(大臣管理区間)に基づき、戦後最大洪水(昭和22年9月カスリーン台風)と同規模の洗水等が発生しても災害の発生を防止に対して低い箇所があり、対策を実施していく必要がある。・計画規模を上回る洗水等が発生して場合において能取能力を上回る洪水等が発生して場合においても、政策を開発を上回る洪水等が発生して場合においても、政策を対してはい、国際を対して、場合においてある。・計画規模を上回る洪水等が発生して場合においても、地質をとして、場合においても、対して限い首所があり、対策を実施していく必要がある。・計画規模を上回る洪水等が発生して場合においても、込むで達をは関係を表して、対して低い箇所があり、対策を実施していく必要がある。・計画規模を上回る洪水等が発生して場合においても、対して限い着を対して、対策を関係を表して、対策を表して、対域を表し、対域を表して、対域を表し、対域を表して、対域を表して、対域を表して、対域を表して、対域を表し、対域を表して、対域を表して、対域を表して、対域を表し、対域を表して、対域を表し、対域を表して、対域を表し、対域を表して、対域を表して、対域を表して、対域を表し、対域を表して、対域を表して、対域を表して、対域を表し、対域を表し、対域を表して、対域を表し、表し、対域を表
水材状 市舎拠等時る 3 排設資操用書け ダ作つい 通のに対 2 水 水機作等時る 1 を通いたが 水頂 水の 運水 が 原 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	現状 課題 水水 課題 状 題 現状		を保管する拠点を設けている。	気象庁	ショベル・ツルバシ、一輪車等を配備 ・事務所に移動式排水ボンブを配備 	高い区間の共同点検を実施 ・河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報 連携及び態勢の強化が必要である。 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防 黄機材を備蓄 「排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施 ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うととした、機器を投予戦長への教育体制・確保し、等時、災害が戦力を備係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

別紙-2-① ●概ね5年で実施する取組 取組機関 (●:実施済み ○:実施予定[引き続き実施含む]) 課題 目標時期 関東地 方整備 局 内閣府 水資源 機構 | 気象庁 | 東京都 | ^干代田 | 中央区 | 港区 | 文京区 | 台東区 | 墨田区 | 江東区 | 北区 | 荒川区 | 板橋区 | 足立区 | 嘉飾区 江戸川 区 内容 1)洪水を河川内で安全に流すための取組

1)洪2	t水を河川内で安全に流すための取組 																				
	■洪水を河川内で安全に流す対策																				
	優先的に実施する堤防整備(橋梁部周辺対策)	U	平成31年度	0	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	堤防整備 1	т	引き続き実施	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	橋梁対策等の実施	U	引き続き実施	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
2)+	□ 規模氾濫に対する被害軽減のための取組 ①命を守るための迅速かつ的確な避難										<u> </u>				<u> </u>						
ı	■基盤整備	E119000	7,2000 40.41																		
		_				Ι					_				_			Ι_			
	円滑かつ迅速な避難に資する施設(避難先、防災行政無線等)を整備 [E	平成28年度から実施	_	-	_	_	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0
	簡易水位計や量水標等の設置	К	平成28年度から実施	0	-	_	-	-	-	_	-	-	_	_	-	-	_	_	-	-	_
	長期的な水位予測が可能なシステムの整備 BC	BCD	平成28年度から実施	0	-	-	_	-	-	_	-	-	_	_	-	_	_	-	-	-	_
	浸水時の災害対応継続のための対策(庁舎の耐水対策等)を実施 (Q	平成28年度から実施	-	-	_	_	_	•	0	0	0	•	•	•	_	•	•	•	0	0
	■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等																				
	想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	L	実施済み	•	-	_	_	-	-	_	-	-	_	_	-	-	-	_	_	-	_
	想定最大規模の降雨を対象とした氾濫シミュレーションの公表	L	平成28年度	0	_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	浸水特性を考慮した避難計画の策定 DE	EHIJ	平成28年度から順次実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広域避難計画等を反映した洪水ハザードマップの策定・周知 A	AE	平成28年度から順次実施	0	_	_	_	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まる		平成28年度から順次実施	0	_	_	_	_	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0	0
	ことよらことハケートマップの登録	PQ	平成28年度から実施	0	_			_	0	0	•	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0
		-																_		_	
		BCD	平成28年度から実施	0		_	_	_	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	■タイムラインの策定、運用																				
		BCD	平成28年度から実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実践的な訓練の実施	В	平成28年度から実施	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	-	0	-	0	0	0	0
	気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を実施	F	平成29年度から実施	-	-	_	0	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	_
	■防災教育や防災知識の普及																				
	水害時の事前準備に関する問合せ窓口の設置	F	平成28年度から実施	•	-	_	•	-	0	0	•	0	0	0	0	•	0	0	•	0	0
	小中学校における水災害教育の実施	F	平成28年度から実施	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教員を対象とした講習会の実施	F	平成28年度から順次実施	0	_	0	0	_	0	0	0	0	_	0	0	0	0	_	0	0	0
	出前講座等を活用した講習会の実施	F	平成28年度から実施	0	-	0	0	_	•	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0
	効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料作成の実施	F	平成28年度から実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区民等に向けた河川情報の発信の工夫・改善、区民向け周知 F	FG	平成28年度から順次実施	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	•	•	0	0	0	0	0
	《再掲》気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を	F	平成29年度から実施	_	_	_	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	実施 風水害の体験型訓練の実施	F	平成28年度から実施	0	_	0	_	0	0	0	_		0	0	0	_	0	0	0	0	
		F	平成28年度から実施	0	0	_	_		0	0	_	_	0	_	0	_	0	0	0	0	0
		-	十成20年度から失応													_	U				
	■垂直避難者の発生を踏まえた被害低減の対策 垂直避難のリスク周知や広域避難の必要性の啓発に向けた取組の実			T						I			I	I							
	施	F	平成28年度から実施	0	-	_	_	_	_	_	_	_	_	0	0	0	0	_	0	0	0
	垂直避難者の被害の低減に向けた対策を実施	D	平成28年度から実施	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0	0	_	0	_	0	0	0
2)大規	規模氾濫に対する被害軽減のための取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時	時間の確	保のための取組																		
	■危機管理型ハード対策			1						ı			ı	ı							
	堤防天端保護の実施	٧	平成31年度	0	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
	■既設ダムの危機管理型運用方法の確立																				
	既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討等	s	平成28年度から実施	0	-	0	_	-	-	_	-	-	_	_	-	-	_	_	_	-	_
	■効果的な水防活動を行うための水防体制強化																				
	消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	М	引き続き実施	0	-	_	-	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毎年、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	М	引き続き実施	0	-	_	0	0	-	_	_	-	_	0	0	0	-	0	0	0	0
	毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施	N	引き続き実施	0	_	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水防活動の担い手となる消防団や水防協力団体の募集・指定促進 (0	引き続き実施	_	_	_	_	_	0	0	_	_	_	0	_	0	_	_	0	_	0
	迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配	0	平成28年度から実施	0	_	_	_	_	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	_	_
	第	R	平成29年度から実施	0	_	_		0	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_		
2) ++	一							J													
ī		心刺の旧	コロとり むための 収組																		
	■施設の耐水化																				
	(工程)温水味の《字头庁徐徐のといの公笠(庁会の石山と公笠)と	R	平成29年度から実施	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	《再掲》浸水時の災害対応継続のための対策(庁舎の耐水対策等)を 実施	Q	平成28年度から実施	_	_	-	_	_	•	0	0	0	•	•	•	-	•	•	•	0	0
	■排水計画作成及び訓練の実施																				
	検討を行い、人院模小者を認定した併小計画(条)のTFR	R	平成28年度から実施	0	0	0	_	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	_	_
	排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づ	R	平成28年度から実施	0	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	0
												-									

●概ね5年で実施する取組

項目 事項	内容 河川内で安全に流すた。		関東地方整備局	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区
	対川内で安全に流すた t水を河川内で安全に流																			
	優先的に実施する堤 防整備(橋梁部周辺 対策)	U	・優先的に実施する 堤防整備として橋梁 部周辺対策を実施 【平成31年度】	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	堤防整備	_	・荒川水系河川整備 計画に基づき整備を 実施【引き続き実 施】	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	橋梁対策等の実施	l l	・荒川水系河川整備 計画に基づき整備を 実施【引き続き実 施】	1	_	1	_	1	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_
項目 事項	内容	課題	関東地方整備局	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区
	氾濫に対する被害軽減						Size of the		1 12		71111					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	les list	~		
₫	基盤整備 円滑かつ迅速な避難 に資する施設(避難 先、防災行政無線 等)を整備	E	・設置簡所の検討を	_	_	_		やすい公園や広場・	・の更新及び増設を	・防災行政無線の難聴対策として、ケー に対策として、ケー に対策として、ケー に対策として、ケー に対して、ケー にがして、 にがして、 にがして、 にがして、 にがして、 にがして、 にがして、 にがして、 にがして、 にがして、 にがしが、 にがして、 にがして、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがし	の難聴エリアを解消 するため、屋外ス ピーカーの増設・移 設を行う。【引き続き 実施】	民間施設(屋上等へ の避難活用として) と、大規模水害時に	ムのデジタル化への 移行と、防災無線及 び各情報提供システムの再構築を実施 する。【平成28年度	の整備を計画的に 進めている。【引き	策として、デジタル 屋外スピーカー増 設、自動音声サービ スや戸別受信器を	防災無線を聞けるよう、無線機器の調整 を随時行うとともに、 適宜、機器の更新を 進めていく。	を適宜実施してい く。(平成25~27年度 で60カ所増設済)	実施中。【引き続き	ンが水害時の一時 避難に関する協定を 締結できるように、 継続して支援してい	達手段の基幹となる 防災行政無線のデ ジタル化や、補完手
	簡易水位計や量水 標等の設置		行い、必要に応じて 設置【平成28年度 〜】	_				_			_	_	_			_	_	_	_	
	長期的な水位予測が 可能なシステムの整 備	В	・システムの整備を 行い継続的に改良 を実施【平成28年度 〜】	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	浸水時の災害対応 継続のための対策 (庁舎の耐水対策 等)を実施	Q	_	_	_	_	_	・地下駐車場入口に 止水板を設置済み。 【実施済み】	- ・庁舎の耐水対策 。検討する。【平成2 年度~】	・止水板等は準備してあるが、今後、浸水防止のための新たな資機材の導入の検討を行う。【平成28年度~】	の2階以上への設 置及び庁舎の止水 対策の強化を検討	は、止水板を設置済	・区本庁舎において は、止水板を設置済 【実施済み】	・防災センターにおいて、1階入り口に 角落としを設している。非常用電源は 防水扉を設置し、耐水対策を行っている。【実施済み】	め特別な対策はなし	5m浸水する想定に	が、耐水対策の確 認を実施している。	・庁舎の施設管理者 が、耐水対策の確 認を実施している。 【実施済み】	が、耐水対策の確	・本庁舎については 浸水深以上の2階に 非常用電源を確保。 ・小中学校改築の際 は体育館や防災倉 庫を2階に整備する 等の対応を検討して いる。【引き続き実 施】
■広	 	゚゠゠゚	ップの作成・周知等													155 3.15.17.12				
	想定最大規模の降 雨を対象とした洪水 浸水想定区域図の 策定・公表		・荒川水系洪水浸水 想定区域図の公表 【実施済み】	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	想定最大規模の降雨を対象とした氾濫シミュレーションの公表		・氾濫シミュレーショ ンを公表【平成28年 度】	-	_	-	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	浸水特性を考慮した避難計画の策定		の提供及び策定を 支援【平成28年度 〜】	らの大規模・広域避	の提供及び策定を 支援を行う。【平成	の提供及び策定を 支援【平成28年度 〜】	「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避	し、広域避難場所や避難方法等につい	し、広域避難場所避難方法等につい	・関係機関と連携 やし、広域避難場所や 避難方法等につい で検討していく。【平 成28年度~】	し、広域避難場所や避難方法等につい	し、広域避難場所や 避難方法等につい て検討していく。【平 成28年度~】	水害対策協議会」において策定した対応	水害対策協議会」に おいて策定した対応 方針に基づき、「江 東5区広域避難推 進協議会」と立ち上 げ、広域避難の具 体化に向けた検討	し、広域避難場所や	し、広域避難場所や避難方法等につい	し、広域避難場所や避難方法等につい	水害対策協議会」において第二に対応	水害対策協議会」において策定した対応 方針に基づき、「江東5区広域を対応支援 東5区広域を対策立ち上 げ、広域避難の具 体化に向けた検討	害対策協議会」において策定した対応方 計に基づき、「江東5 区広域避難推進協
	広域避難計画等を反映した洪水ハザードマップの策定・周知	A E	・作成に必要な情報 の提供を行う【平成 28年度~】	-	_	-		直しに伴い、洪水ハ ザードマップを修正 する。【平成29年度 ~】	水想定が示された後、中央区洪水バザードマップの更に着手する。【平月28年度~】		を踏まえ、ハザードマップを修正する。 【平成29年度~】	策定後、洪水ハザードマップ等の見直した行う。【平成29年度~】	・が大きな課題ではあるが、広域避難計画も反映した洪水ハ ザードマップの策定も検討していく。【平成28年度~】	の見直しに伴い、洪 水ハザードマップを 修正する予定であ る。【平成29年度~】	により策定予定【平成28年度~】	28年5月に指定・公表した指定・公表した荒川流域、展光 開定した 現底 はいる 想定 水 選 選 選 場 い 成 は 大 波 を い ま な い ま か	て検討していく。【平 成28年度~】	成28年度~】	ハザードマップのなかで、広域避難についてより具体的な内容を盛り込めるように検討する。【平成28年度~】	の見直し後、洪水ハ ザードマップを修正 する。【平成28年度 ~】
	日常から水災害意識 の向上を図り、迅速 な避難を実現するため、まるごとまちごと ハザードマップの整備		・作成に必要な情報 の提供及び支援に ついての検討を行う 【平成28年度~】	-	_	-		・浸水深と避難方向 を示すブレートの設 置を検討していく。 【平成28年度~】	ていく。	【平成28年度~】		なども聞きながら「ま るごとまちごとハ ザードマップ」などに ついて検討してい く。【平成28年度~】		・準取組として、昔 (昭和34年)から設 置している水準標に より、本区の地理的 特性を普及啓発して いる。【実施済み】		・地域からの要望・ 意見を踏まえ、想定 浸水深シールの設 置など、他の方法も 視野に入れ、情報発 信の方法について 検討する。 【平成28年度~】	プの増刷 ・土砂災害ハザード マップの作成	・新たな浸水想定区域図に基づいて、設置を進めていく。(ただし、当区にとって一番大きな被害が想定される河川の浸水想定定を示う定)【平成31年度】	定区域図に基づき、 既存のまるごとまち ごとハザードマップ の見直しについて検 討する。【平成30年	の見直し後、公共施設や電柱を中心に 看板の設置を検討

	ね5年で美施する													1				_		
項目	で 内容 内容 要配慮者施設におる避難計画の策定. び訓練の実施	・1 の 支 ~	関東地方整備局 作成に必要な情報 提供及び策定を 支援【平成28年度 】	内閣府 —	水資源機構	気象庁	東京都	者利用施設に対して	管理者に対して避動 確保計画の策定を	港区 ・浸水想定区域内の 性 要配慮者施設につ いては、避難確保・ 浸水防止計画を作 成している。【実施済 み】	の必要性について、	いて策定している避 難計画の想定災害	対応訓練だけでなく 水害対応訓練につ いても実施できるよ	の必要性について、 周知していく。【平成	施に促していく。【実	ける避難計画につ	いて水害を対象とした避難計画が策定 できるかどうか、今		成等の必要性について、周知していく。【引き続き実施】	続できるようなBCP
	広域避難を踏まえた 避難勧告等の発令 基準の見直し	te B C D	作成に必要な情報 の提供を行う【平成 8年度~】	_	_	_	-	しない地区であるため、広域避難を踏ま えた避難勧告等の		計	の動向を確認しながら、広域避難を踏ま	ば行わないが、周辺 区と連携して対応していく。【引き続き実施】	水害対策協議会」で 策定された対応方	水害対策協議会」で 策定された対応方 針を踏まえ、見直し	難計画を踏まえて見 直しを行う【平成28	わせて見直しを行	・計画の策定と併せ て検討していく。	水害対策協議会」で 策定された対応方 針を踏まえ、見直し	水害対策協議会」で 策定された対応方 針を踏まえ、見直し	害対策協議会」で策 定された対応方針を
	■タイムラインの策定、運		芸川下流タイトラ	・荒川下流タイムラ	・「荒川下流域を対	・養川下流タイムラ	・芸川下流なイムラ	・平成26年度に時季	・養川下流タイトラ	・荒川下流タイムラ	・区において台風に	・荒川下流タイトラ	・荒川下流タイトラ	・荒川下流タイムラ	- 「	・荒川下流タイムラ	・「荒川下流なイムラ	・「荒川下流タイトラ	・荒川下流タイムラ	・荒川下流タイトライ
	荒川下流タイムラインの策定・運用	イ B C D	ン策定に向け、 荒策定に向け、 元とタイムライン専 門部会」において検 村を実施【平成28年 モ〜】	イン策定に向け、 「荒川下流域を対象 としたタイムライン専門部会」に参加【平 成28年度~】	象としたタイムライン 専門部会川に、必要 な情報を提供する。 【平成28年度~】	イン策定に向け、 「荒川下流域を対象 としたタイムライン専門部会」において検 討を実施【平成28年 度~】	イン策定に向け、 「荒川下流域を対象 としたタイムライン専門部会」において検 討を実施し、区の取 組を支援していく【平 成28年度~】	列の災害対応を整理した事前行動計画(タイムライン)を策定。【実施済み】・荒川下流タイムライン策に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン等度に高け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度~】	イン策定に向け、 「荒川下流域を対象 としたタイムライン。 門部会」において核 討を実施【平成28年 度~】	イン策定に向け、象 「荒川下流域を対象 「荒川下流域を対象 りとしたタイムライン専 門部会」において検 F 討を実施【平成28年 度~】	伴う水害・土砂災害 対策のタイムライン を策定している。【実 施済み】 ・荒川下流タイムラ	イン策定に向け、 「荒川下流域を対象 としたタイムライン専 門部会」において検 討を実施【平成28年 度~】	イン策定に向け、 「荒川下流域を対象 としたタイムライン専門部会」において検 討を実施[平成28年 度~]	イン策定に向け、 「荒川下流域を対象 としたタイムライン専門部会」において検 討を実施【平成28年 度~】	イン(試行版)平成28 年3月」を運用している。「平成28年度~】 ・荒川下流タイムラ イン策定に向け、 「荒川下流域を対多 としたタイムライン専 門部会」において検 討を実施【平成28年 度~】	イン策定に向け、 「荒川下流域を対象 としたタイムライン専 門部会」において検 討を実施【平成28年 度~】	イン(試行版)平成28 年3月1を運用している。【平成28年度~】 ・荒川下流タイムラ イン策定に向け、 「荒川下流域を対象 としたタイムライン専 門部会」において検 討を実施【平成28年 度~】	イン(試行版)平成28 年3月1を運用している。【平成28年度~】 ・荒川下流タイムラ イン策定に向け、『 「荒川下流域を対ター としたタイムライン専 門部会」において検 財を実施【平成28年度~】	イン策定に向け、 「荒川下流域を対象 としたタイムライン専門部会」において検 討を実施【平成28年 度~】	ン策定に向け、「荒 川下流域を対象とし たタイムク専門 部会」において検討 を実施【平成28年度 ~】
	実践的な訓練の実	施 B・語	≝ 引き続き実施】 訓練への参加【引 ⊧続き実施】	・「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避 難検討ワーキンググ ループ」における検 討を踏まえ、今後検 討を行う。【平成28 年度~】	な情報を提供する。	する訓練への参加 や支援【平成28年度 〜】	・区の取組を支援していく。		・今後、検討を進め E ていく。【平成28年』 ~】		-	_	・職員対応訓練の中に、水害関連の訓練 に、水害関連の訓練 も実施するよう検討 していく。	_	•要検討	_	・今後検討していく。	・今後検討を行っていく。	法について検討す	・大規模水害を想定 した訓練は実施して いないため、本部訓 練の実施から検討 する。
	気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を実施	_	_	_	_	・定時的情報としての「警報級の現象としての「警報級の現象の現象の現象の現象の現象の見報のの発表院度を免施。・メッシュ情報の充った。・メッシュ情報の方式を関係している。 ・メッシュ情報といる。 ・メッシュ情報と、一般を表示」の主義の方式を関係している。 ・メッシュ情報といる。 ・メッシュ情報といる。 ・メッシュ情報と、情報といる。 ・メッシュ情報と、情報といる。 ・メッシュ情報と、情報といる。 ・メッシュがいる。 ・メッシュが、おいて、関始といる。 ・メッシュが、おいて、関始といる。 ・メッシュが、おいて、関始といる。 ・メッシュが、おいて、関始といる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_	_			_		_	_	_	_		_	_	_
	 ■防災教育や防災知識の	の華及																		
	水害時の事前準備関する問合せ窓口の設置	防済 の F	5災企画室に設置 6み【実施済み】	_	_	・ホットライン窓口を 設定し、担当予報官 が今後の気象の見 通し、留意点等につ いて解説【実施済 み】		ていく。【平成28年月~】	E 事前準備に関する 問合せに適宜対応 している。【引き続き 実施】	、・問合せの内容に応 じて、関係部署が適 宜対応する。【実施 済】	報については、区 ホームページや水 害ハザードマップの 中で周知している。 【引続き実施】	風水害に限らず問 合せ対応を実施して いる。【引き続き実 施】	プ等の問合せとともに対応している。	対応している。【引き続き実施】	対応している。【実施済み】	対応している。 【引き続き実施】	木部が中心となって 対応する。 【引き続き実施】	防本部設置時は、 都市建設部企画調整課であり、災時は 策本部設置時は 機管理室災害対策 課としている。【実施 済み】	【引き続き実施】	関する問合せ窓口は、危機管理室防災危機管理課としている。
	小中学校におけるが 災害教育の実施	28	要望に応じて積極 的に協力する【平成 8年度~】	_	活用した防災面の	域各区の取り組み に協力する【平成28	・「東京防災」を活用 した啓発支援に取り 組んでいく。【引き続 き実施】	と連携して推進して	ていく。		会等と宝施を給討し	・今後、教育委員会 と連携して推進して いく。【平成28年度 ~】	調整し、実施を検討		きかけていく。【平成	報に水害に関する	と共同して、「防災 マップ」を作成した。 【実施済】 今後、小中学生も含めた地域防災力の		きる水災害に関する 資料の提供につい て検討する。【平成	習の中で防災教育
	教員を対象とした誰 習会の実施	的 28	要望に応じて積極的に協力する【平成8年度~】		会の要望に応じて実	・河川事務所及び流 域各区の取り組み に協力する【平成28 年度~】	_	・今後、教育委員会 と連携して推進して いく。【平成28年度 ~】	ていく。	・区の実情に沿った 水災害講習の実施 を検討する。【平成 28年度~】	会等と実施を検討し		・区教育委員会等と 調整し、実施を検討 していく。	校で開催される連絡	調整し、実施を検討 していく。【平成29年 度~】	事務局と調整し、実	校長・副校長との連携はとれており、教 員のみを対象とした	・講演会等を通して 荒川等の水害について説明を行っている。 売川氾濫のDVDを 使用し、動画を使用 した講演を行っている。【引き続き実施】	・学校からの要望に 応じて、実施する	・区内小中学校の校 長、教員等を対象に した防災に係る勉強 会を継続していく。 【引き続き実施】
	出前講座等を活用 た講習会の実施	的 28	要望に応じて積極 的に協力する【平成 8年度~】		・関係機関の要望に 応じて実施する。【平 成28年度~】	・河川事務所及び流 域各区の取り組み に協力する【平成28 年度~】	-	・職員が直接出向き、大地震や水害等の防災対策について講習会を行っている。【実施済み】	ていく。 【平成28年度~】	・関係機関と協力して、要請に応じて実施する。【平成28年度~】		・町会やマンションからなどの要望に応じて、風水害における出前講座等を実施している。【引き続き実施】	じて実施を検討して いく。	を対象とした講習会	・毎年11月に「環境 展で、小学生対象に 出前講座を実施して いる。【実施済み】	講座等を開催してい	じて実施している。	荒川等の水害につ	上、要望に応じて実	

●概ね5年で実施する取組

項目	事項	内容	課題 関東地方整備局		水資源機構	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区
	識立	果的な「水防災意 社会」再構築に役 つ広報や資料作 の実施	を作成し、積極的に	らの大規模・広域避	再構築を意識した広 報に取り組む。【平 成28年度~】	・河川事務所及び流域各区の取り組みに協力する【平成28年度~】	発支援に取り組んで	区報(土のうの配布 等)などにより、水害 に関する有益な情報 を発信している。【引	けるリーフレットを作 成し、新聞折り込み		プや区発行の防災 対策パンフレット、 ホームページなどか ら水害に関する情報 を提供していく。【引	全安心ハンドブック、 ホームページなどか ら、引き続き、水害	水害に関する情報を 提供している	プやホームページなどから、水害に関する有益情報を発信していく。【引き続き実施】	で、NPO団体と協働 し、過去の水害を記 録に残したDVDや、 水害水路図、水害 年表、子供向けパン	プリや洪水ハザードマップ、区報等において、注意喚起や水害対策の啓発につながる記事を作成す	プや作成中の土砂 災害ハザードマップ の配付。また、区HP や広報を通じて啓発 に努めていく。	・今後検討する。		
	情	民等に向けた河川 報の発信の工夫・ 善、周知	予報の情報発信を	難検討ワーキンググ ループ」における検 討を踏まえ、今後検	関するリアルタイム 広報の継続実施及 び改善を行う。【引き	の「警報級の現象になる可能性」の提供 ・大雨注意報警報の 発表時の「時系列で 危険度を色分けした		スを活用し、指定河 川(荒川・神田川)に	メールサービスで荒 川洪水予報を配信し ている。今後は新た な手段についても検 討していく。【平成28		メール配信サービス にて河川情報を配 信するとともに、防	メール配信サービス にて、指定河川情報 を配信している。ま た、連動してホーム ページにも掲載され る仕組みとなってい	ジ、SNS等の媒体等 を通じて、効果的な 周知方法を検討す	たは、あらかじめ「こ うとう安全安心メー	メール配信サービス、区ホームページ や広報紙等で周知する。【実施済み】	て水害に関する情報	と共同して、「防災 マップ」を作成した。	・今後検討する。	・広報紙等で、毎年周知をする【引き続き実施】	
	気害の	「掲》 象情報の改善(水 時の情報の入手 しやすさをサポー を実施	F	_	_	・定時的情報としての「警報級の現象になる可能をは、 なる可能をは、 を表時をを分けた。 ・メッシュ情報のの充 実化 【平成29年度出水水。 ・メッシュ情報の方 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		水害の体験型訓の実施	・要望に応じて積極的に協力する【平成28年度~】	_	・訓練に必要な情報 を提供する。【平成 28年度~】	_			・今後、検討を進めていく。 【平成28年度~】	_	_	・荒川下流河川事務 所が管理している降 雨体験車等を活用し ていく。【引き続き実 施】	討していく。		_	て、区民が参加でき る体験型訓練を実 施している。(簡易水	中で、東京都下水道 局の協力を得て水 圧ドア体験を行って いる。【引き続き実 施】	上、タイムラインを運		_
		員の出水時の知 経験の継承	とともに、要望に応じ て積極的に協力する	・「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避 施の大規模・広域避 難検討ワーキング校 対ループリにおける検 討を踏まえ、今後検 討を行う。【平成28 年度~】	φ.	_	_	し、水防に関する知 識の継承を図る。	・毎年台風シーズン 前に水防訓練を実施し、水防に割線を実施し、水防に関切って 知識の継承を関切っている。[引き続き実施]	_	_	・「風水害及び雪害 活動実施要領」など のマニュアルから知 議。経験の継承をし ていく。【引き続き実 施】	_	・毎年、水害時の写真を展示するなどして、当時の経験を啓化させないように客発を啓発している。【引き続き実施】	_	・「荒川区水防活動計画」に基づき、水防訓練を継続的に実施する。 【引き続き実施】	作成し、都度更新している。 【引き続き実施】	・出水時の緊急対応 行動や必要知識習 得のため職員研修 を行っている。【引き 続き実施】	ニュアルを作成する	・知識職員研任研修や職員研修下おいて、医の水害の歴き 実施】・毎年実施している 江訓練においる 江訓練においる 江訓練においる 江訓練においま が防工法を実施している 、引き続き実施 がある、【引き続き実施」
	垂知要	連難者の発生を踏ま 直避難のリスク周 や広域避難の必 性の啓発に向けた 組の実施	・啓発に向けた広報 を実施【引き続き実 施】	_	_	_	_	_	_	_	_	_	演会の実施 ・Webサイト、パンフ	・Webサイト、パンフ レットの作成【平成	必要性をホームページ、広報紙など機会 を捉えて周知する。	事を掲載している。 【実施済み】		・シンポジウムや講 演会の実施 ・Webサイト、パンフ レットの作成【平成 28年度~】	演会の実施 ・Webサイト、パンフ レットの作成【平成	演会の実施
	の	直避難者の被害 低滅に向けた対策 実施	・検討に必要な情報 提供等の支援【平成 28年度~】			_	-	_	-	_	-		調達や訓練を実施	・緊急避難先の確保 や物資の拡充のた め、民間事業者等と の協力協定を締結	_	・区がらがいています。 ・区から、「実施済か」 ・消防団とでいる。【実施済か】 ・消防団と連携して 救命用ポートを正角 した訓練では、「選集を成と8年度で ・啓発用のり一フレッ る。【平成28年度で】		調達や訓練を実施・緊急避難先の確保 ・緊急避難先の確保 や物資の拡充のため、民間事業者等と の協力協定を締結	・緊急避難先の確保 や物資の拡充者等 が、民間事定を終き の協力協定を終き ・本・出消防団に4 艇、出水・ル・をボートを 艇ゴムボートをボボートをボボートを について検証しているためないでは について検証していく	調達や訓練を実施 ・緊急避難先の確保 や物資の拡充のため、民間協定事業を締結 する。【引き続き実施 ・災害策制画で消防 団分団(26分団)に配 備する。【平成28~ 30年度】

●概ね5年で実施する取組

2濫に対する被害軽減の	課題 関東地方整備局 のための取組 ②洪水池	カートの閣府 カロ D窓による被害の軽減、避難時	k資源機構 間の確保のための	気象庁 取組	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川
機管理型ハード対策 堤防天端保護の実施	・天端の保護工を 施【平成31年度】	y –	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
及ダムの危機管理型連 既存ダムの機能を最 大限活用する運用方 法の検討等	用方法の確立 ・異常洪水時防災 作(ただし書き操作 に関する検討 ・特別防災操作(7 流の被害軽減)に する検討 【平成28年度~】	限活所 節方注 施する	の機能を最大 用する洪水調 去の検討を実 る。【引き続き	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
果的な水防活動を行うだ 消防団等への連絡 体制の再確認と伝達 訓練の実施	・消防団等に的確 情報が伝わるよう を通して訓練を実 【引き続き実施】	区	-	-	-	練にあわせて、水防 法第15条に基づく地 下街等と情報伝達 訓練を行っている。	び要配慮者利用施	る伝達訓練を実施している。【引き続き集 、施】	一するとともに、連絡	・引き続き、水防訓練などを通じて連絡体制などについて実施していく。【引き続き実施】	注練にあわせて、水防 法第15条に基づく地 下街等と情報伝達	施】	体制などについて実 施していく。【引き続き実施】	実施している。	て連絡体制を確認し	・消防団への連絡体制等は、区の指揮命令系統になく、東京消防庁を通して今後実施を検討していく。	の連携を強化してい く。【引き続き実施】	・消防署及(水防団)。 強化してい
毎年、水害リスクの 高い箇所の共同点 検を実施	・重要水防箇所の 同点検を実施[引 続き実施]		し、 加 [・] 同 い 認		ている重要水防箇	_	_	_	-	_	岸の点検を行ってい	・国、消防署と合同 で共同点検を行って	・国、消防署等の関係機関と共同点検を 実施している。【引き 続き実施】		・都や消防と共同で 点検を行っている。 【引き続き実施】	点検を引き続き行っ	・河川管理者や消防 との共同点検を実施 している【引き続き 実施】	1 署とともに
毎年、関係機関が連 携した実働水防訓練 を実施	・水防管理団体がう水防訓練への参加【引き続き実施】		実施要に	施する訓練に必	・利根川水系合同水 防訓練への参加【引 き続き実施】	シーズン前である5 月に関係機関と連 携して水防訓練を実	・区、消防署、消防団と協働して、毎年台風シーズン前に水野に水野に大きる。 ・区、消費を実施している。 ・区、消費を実施している。 ・区、消費を実施	【引き続き実施】	合同で水防訓練を	・毎年、5月の水防月間に、区と消防機 関が合同で、町会等の関係機関も参加した水防訓練を実施している。【引き続き実施	との合同水防訓練を 行っている【引き続 き実施】	同水防訓練を実施し	区の合同水防訓練	継続実施している。	防機関が合同で、町	防庁と区で合同水 防訓練を実施してい る。	施している。【引き続	
水防活動の担い手と なる消防団や水防協 カ団体の募集・指定 促進	0	-	-	_	_		・区内消防署と連携 して、消防団員の募 集活動を行ってい る。 【引き続き実施】	_	_	_	・他自治体の水防協力団体の指定状況 等を確認し、募集等を検討していく。	_	・消防署と協力して 行っている(消防 団)。【引き続き実 施】	_	_	・東京消防庁と連携 して、今後も引き続 き消防団の募集等 に協力していく。【引 き続き実施】	_	・あらゆるえ、消防広報活動防団員の
迅速な水防活動を支援するため新技術を 援するため新技術を 活用した水防資機材 等の配備	・新技術(水のう等を活用した資機材の整備[平成28年 ・ 】	等	-	-	_	を注視し、活用を検	記・新技術の開発状況 を注視し、活用を検 計する。【平成28年 度~】	いく。【引き続き実	_	・必要に応じて導入 していく。【平成28年 度~】	・土のうステーションを整備し、区民等の自主的な水防活動を促す【引き続き実施】	を注視し、必要に応 じて導入していく。	・北区 水位・雨量情報ンステム(石神井川) HPで閲覧可能。 【引き続き実施】	を注視し、必要に応	ステムにて水位・雨 量情報を取得・公開	を注視し、効果的な 技術や資器材につ いては、適宜活用を	_	
排水施設の耐水化を 実施	・排水機場の耐水 を実施【平成29年) R ~】		-		・水門・排水機場等の耐震・耐水化対策を行う【引き続き実施】	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
	課題 関東地方整備局のための取組 ③一刻4	ウェアン 内閣府 オープラ ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン	k資源機構 s動の回復を可能と	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江河
役の耐水化 《再掲》 排水施設の耐水化を 実施	・排水機場の耐水 を実施【平成29年 ~】	化 —	-	_	・水門・排水機場等の耐震・耐水化対策を行う【引き続き実施】	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
《再掲》 浸水時の災害対応 継続のための対策 (庁舎の耐水対策 等)を実施	0	_	_	-	_	・地下駐車場入口に 止水板を設置済み。 【実施済み】	: ・庁舎の耐水対策を 検討する。 【平成28年度~】	てあるが、今後、浸 水防止のための新	・庁舎の非常用電派 の2階以上への設 置及び庁舎の止水 対策の強化を検討 中		・区本庁舎において は、止水板を設置済 【実施済み】	・防災センターにおいて、1階入り口に 角落としを設置している。非常用電源は防水扉を設置し、耐 水対策を行っている。【実施済み】	め特別な対策はなし	・本庁舎において、 示浸水する想定に 基づき、防災行政無 線起動のための非 常用仮設電源ルート を2階以上に設定 ・備蓄物資を本庁舎 8階に配備 【実施済み】	が、耐水対策の確 認を実施している。	・庁舎の施設管理者 が、耐水対策の確 認を実施している。 【実施済み】		・本 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本
K計画作成及び訓練の 氾濫水を迅速に排水 するため、排水施設 情報の共有・排水手 法等の検討を行い、 大規模水害を想定し た排水計画(案)の作 成	・地域の特性を踏 えた排水機場の排 水計画や排水ポン プの設置箇所の選 定まで行った排水	難検討ワーキンググ に行れ ループ」における検 共有名 計を踏まえ、今後検 年 討を行う。【平成28 施のが ・ 機関と の事事 制のう施でき	こ要請が円滑 われるよう情報 を行う。また、 的な支援の実		・氾濫時に排水可能 な排水機場や排水 ポンプ車について確 認し、国の排水計画 の策定に協力してい く【平成28年度~】		-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
排水ポンプ車出動要 請の連絡体制を整備 し、排水計画に基づく 排水訓練の実施	施【引き続き実施】	実・「洪水・高潮氾濫か・排水 らの大規模・広域避 場合I 難検討ワーキンググ に行者 ループ」における検 割を踏まえ、今後検 討を踏まえ、今後検 計を行う。【平成28・排水	(支援が必要なこ要請が円滑 けれるよう、連制を整備する。 (28年度~)	_	・今後検討を進める。	+ 交诵省との情報		1	_		・排水ポンプ車の出 動要請について、河 川管理者と連絡体 制を確認し、排水訓 練実施の可否につ いて検討していく。		_	_	_	_	_	・排水ポン 要請の連 構築し、 車の増強 理者に求